

主 文

被告人A、同Bの本件控訴を棄却する。
被告人Cに対する原判決を破棄する。
被告人Cを懲役拾月に処する。
但しこの判決確定の日から参年間右刑の執行を猶する。
被告人Cに対し原審における訴訟費用を被告人参名の連帯負担とする。

理 由

被告人Aの弁護士藤井弘及び被告人C、同Bの弁護士宮崎忠義の各控訴趣意はそれぞれ別紙に記載の通りである。

第一、被告人Aの弁護士藤井弘の控訴趣意について

一、本件被告人等の犯行は未だ窃盗未遂の程度に達していなかつたから、強盗傷人罪を以つて論すべきでないとの点について本件記録を精査し証拠によつて認められる事実は、

(1) 被告人等は共謀の上硫酸肥料を盗むため、愛媛県越智郡a村b所在のD株式会社b精錬所の人の看守する工場内に侵入し、吠詰め硫酸肥料が多量入つていた間口約八間奥行約二十間の倉庫に入るため、被告人C、同Bはその附近で見張り、被告人Aは同倉庫の扉を開こうとして扉が開かないようにしてあるボードに仕掛けてあつた錠をスパナーで叩いてねじ切り、そのボードに捻じ込んであつたナットを外そうとしているうち、同会社の警備夫Eに見付けられた為窃盗の目的を遂げ得ずして被告人等はその場から逃走し

(2) 前示のように被告人等は右の現場から逃げたが警備夫Eに追跡せられて右工場構内で同人より携帯電燈で照らし付けられるや被告人Aは逮捕を免れるため、持つていたスパナーで同人の頭を殴打し、因つてその後頭部に前治約一週間を要する打撲傷(血腫形成)を与え

た事実である。

<要旨>窃盗の着手の時期は窃取しようとする物に対する事実上の支配を侵すについて密接な行為をしたときである</要旨>と解すべきであつて(最高裁判所昭和二十三年四月十七日判決参照)、各具体的事案につきその都度諸般の状況によりその判定を為すより外ないのであるが、本件のように倉庫内の硫酸肥料を盗むため工場内に侵入してその倉庫に到り、その扉を開こうとして扉の開かないようにしてあるボードに仕掛けてあつた錠をスパナーで叩いてねじ切り、次にボードに捻じ込まれてあつたナットを抜き取ろうとしたが(このナットが抜けたら扉はたやすく開くところであつた)右錠をねじ切る際にボードのネジの条が潰れたため右ナットが抜けなかつたうちに警備夫に発見せられてその場から逃走した事案では、その窃盗は着手の段階に達しているものと言わなければならない。かかる窃盗未遂の犯人である被告人Aがその現場で逮捕を免れるため警備夫に暴行傷害を加えたのであるから、強盗傷人罪の成立することは止むを得ないのである。論旨は理由がない。

一、同控訴趣意第二、三点について

論旨は被告人Aに対する原審の刑は本件犯行の共犯者との関係では権衡を失するものであり、量刑不当であるから、原判決を破棄して同被告人を執行猶予に付すべきであると言うのである。被告人Aに対しては準強盗傷人罪の罰条を適用しなければならない場合であること前示の通りであるが、原審は同被告人に対し同罪としては心神正常者に対する最低の処断刑である懲役三年六月を量定しているのである。論旨は理由がない。

第二、被告人C、同Bの弁護士宮崎忠義の控訴趣意について

一、原判決が被告人三名共謀による窃盗未遂の事実を認定したことに事実誤認はなく、従つてこれに同罪の罰条を適用したのは正当であること前示の通りである。

一、本件記録を精査し諸般の情状を考慮するに、被告人Bには昭和二十四年四月二十一日西条簡易裁判所で窃盗罪により懲役一年(三年間執行猶予)に処せられた前歴あり、その他情状上原審が被告人Bを懲役一年に処したのは量刑不当とは認められないが、被告人Cは昭和二十四年七月二十九日松山地方裁判所西条支部で銃砲等所持禁止令違反により懲役三月(三年間執行猶予)に処せられたことがあるにしても、原審の懲役一年の刑は過重と認められるのである。

よつて被告人A、同Bに対しては刑事訴訟法第三百九十六条により各本件控訴を棄却し、被告人Cに対しては刑事訴訟法第三百八十一条第三百九十七条により原判決を破棄し、同法第四百条但し書きの規定により当裁判所は更に判決する。

罪となる事実は前示(1)の通りでありこれを認めた証拠は原判決の示すものと

同一である。

(法令の適用)

被告人Cに対し

刑法第六十条第三十條第二百四十三條第二百三十五條

刑法第五十四條第一項後段第十條第二十五條

刑事訴訟法第八十一條第一項第八十二條

よつて主文の通り判決する。

(裁判長判事 坂本徹章 判事 塩田宇三郎 判事 浮田茂男)